

岐阜県公報

号外 (1) 令和四年三月七日

目
告 示 次

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

岐阜県告示第九十号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年三月七日

岐阜県知事 古 田 筆

一 知事指定薬物の名称

- 1 エチル＝ニ [一] (五 フルオロベンチル) －H インドール 三 カルボキサミド [三・三 ジメチルブタノアート及びその塩類 (通称五F EDMB PIC A、五F EDM B －O－)]
 - 2 [一] (三 メトキシフェニル) [一] (プロピルアミノ) シクロヘキサン－オノ及びその塩類 (通称Methoxypropylamine, MXP)
 - 3 [一] (四 エトキシフェニル) メチル [五 ニトロ [一] [二] (ペロリジン－イル) エチル] －H ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類 (通称Etonitazepine, N Pyrrolidino Etonitazen e)
 - 4 [一] [一] ジフホニル [一] (ペロリジン－イル) Hタン [一] オン及びその塩類 (通称 DIPV, A DIPV)
- 二 指定の理由
- 条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日
令和4年3月8日

令和四年三月七日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐 阜 文 芸 社